

国民健康保険料

健康保険は、加入者が保険料を出し合って病気やケガのときの医療費負担を軽くしようとする制度です。保険料は、加入者が病気やケガをしたときの医療費の支払いなどに使われる大切な財源です。

【保険料の決め方】

愛知県は県内の医療費を推計し、その保険給付費に充てるための国保事業費納付金の額と納付金を集めるのに必要な標準保険料率を各市町村へ通知します。

愛知県から示された国保事業費納付金や瀬戸市独自で行う保険事業費などの合計額から国の補助金などを差し引いた額が保険料の総額となります。この額と加入者全体の所得や人数・世帯数などから標準保険料率を参考に保険料率や均等割・平等割額を決定し、世帯ごとの保険料額を計算します。

【保険料の構成】

保険料は、**医療分**、**後期高齢者支援分**、**介護分**の3つで構成されています。また、**医療分**、**後期高齢者支援分**、**介護分**は、それぞれ**所得割**、**均等割**、**平等割**から算出します。

所得割額・・・加入者の所得額に応じて算出した額

均等割額・・・世帯の国保加入人数に応じて算出した額

平等割額・・・世帯ごとに定額を等しく負担いただく額

保 険 料	医療分（全加入者が負担） 瀬戸市の国保加入者の実際の医療費をまかなう保険料です。	=	所得割額	+	均等割額	+	平等割額
	後期高齢者支援分（全加入者が負担） 75 歳以上の方などが加入する後期高齢者医療制度の医療費を支援するため負担する保険料です。	=	所得割額	+	均等割額	+	平等割額
	介護分（40 歳以上 65 歳未満の加入者が負担） 介護保険の保険料です。（65 歳以上の方は、健康保険とは別に介護保険料を負担します。）	=	所得割額	+	均等割額	+	平等割額